

最高環境責任者
(学長)

総務担当理事

水質汚濁防止検討委員会

1975. 4設置

主な審議内容

環境保全広報の発刊
実験排水洗浄施設の管理
不要薬品処理・廃棄・保管
廃棄物処理についての指導監督

保健環境委員会

2005. 4設置

主な審議内容

本学の環境保全
職員・学生の健康安全
快適な教育研究環境の創造

安全衛生委員会

2004. 4設置

主な審議内容

安全衛生巡視
局所排気設備の管理
作業環境測定の実施
特殊健康診断の実施
放射線障害の防止
遺伝子組換え実験安全管理
防災・防火の推進

保健環境センター

設置目的：環境・安全業務を総括して実施

2006年4月設置

2007年度に実施した主な業務

学生・職員健康診断及び特殊健康診断
カウンセリング業務（総合窓口）
けが、病気等の応急手当
AED使用説明会の実施
衛生管理者への講習会
構内の安全衛生巡視
環境ミーティングの開催
環境リサイクル市の援助
アイリスヘルスの刊行
構内ゴミ・蜂の巣パトロールの実施
キャンパスクリーンデーの支援
特殊高圧ガス保安規程の改正
アルコールパッチテストの実施
麻しんの抗体検査



大学等環境安全協議会への参加



AED使用説明会の実施



構内巡視パトロール



麻しんの抗体検査



環境リサイクル市の援助



環境ミーティングの開催



キャンパスクリーンデーの支援

～ 環境情報開示・環境コミュニケーション ～

◇全学会議

本学では、1年に一度教職員、学生が集まり学内の諸問題について会議を行う、「全学会議」を開催しています。これは、本学の誇る最も民主的な取り組みの一つで、一人の学生の意見であれ尊重し取り上げることの出来る他大学に無い仕組みです。2007年度の会議では、構内の安全対策に配慮した環境整備やキャンパス内のマナーについて協議しました。生協学生委員やラグビー部の清掃活動の報告とキャンパスクリーンデーの報告がありマナーの向上を図るため、教職員が自覚して指導すべきであるとの意見がありました。



全学会議の状況

◇環境保全広報の発刊

1994年以来、本学の水質汚濁防止検討委員会は、環境保全のみならず温室効果ガス排出抑制・労働安全等、毎号充実した内容で発刊しています。2007年度の特集は「快適なキャンパス環境を創る！」ですが、絶滅危惧植物の保全やアイガモ農法からみた環境保全など様々な方面からの記事が満載です。写真は保健環境センターが美術鋳金工房の鉛ヒューム対策を検討し、改善に至った記事です。



環境保全広報

◇環境ミーティングの開催

2007年度には4回開催しました。2007年度の環境目標・計画についての意見や環境報告書作成への協力、節約キャンペーンやキャンパスクリーンデー等について学生の立場からの意見を頂きました。また、卒業時に発生する多量の不要品の廃棄を減らし、新入学生の支援につなげるため、環境リサイクル市を実施することとなり、2006年度より大規模に実施出来ました。リサイクル市での収益金は2008年度の地球温暖化対策の壁面緑化の資金の一部として活用されています。リサイクル市のメンバーは、壁面緑化の植物植えつけについても技術教育の教授の指導の下にリサイクル市のメンバーが参加しました。また、放置自転車の有効利用についても検討し2008年度の対応につなげています。



環境ミーティングの様子

◇タイ・スラタニラジャパット大学研究者との健康安全・環境保全に関する懇談会

2007.5.26～6.27の日程で行われた、本学の協定校であるスラタニラジャパット大学の大学マネジメントに関する幹部職員研修のプログラムの一環として、保健環境センターでは、「大学における健康安全と環境保全」についての懇談会を行いました(2007.6.20)。本学からは、久永教授が、本学の教職員及び学生の健康安全管理体制や具体的な取り組み、榊原助手が、本学の化学物質と廃棄物の管理の仕組みとその実際、岩佐施設課長補佐が、全学で行ったキャンパスクリーンデー、環境ミーティングや環境リサイクル市等の取り組みを、環境報告書や写真資料を用いて紹介しました。研修者は、タイ・スラタニラジャパット大学で経営科学部副学部長と国際観光学部室長の2名で、本学のマネジメントシステムについて高い関心を示され、スラタニラジャパット大学の環境安全対策における現状と課題を紹介していただきました。大変有意義な意見交換ができました。



タイからの訪問者と田原前学長との懇談



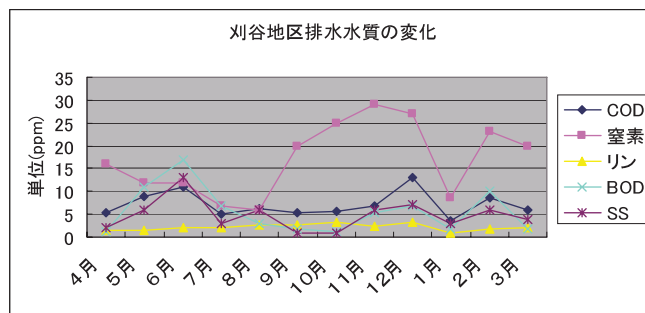
～ 愛知教育大学法令遵守状況 ～

法令	大学の体制・規程等	大学の具体的な対応
〈環境〉 環境配慮促進法 環境配慮契約法 地球温暖化対策の推進に関する法律	保健環境委員会規程 保健環境センター規程	環境報告書の作成・公表 環境報告書ダイジェスト版の作成 保健環境センターを中心とする環境活動の実施
〈水質〉 水質汚濁防止法 下水道法	井ヶ谷地区下水道へ移行予定 水質汚濁防止検討委員会 名古屋・岡崎地区 下水道法	毎週・窒素及びリンの測定(井ヶ谷地区) CODの測定(UV関連により)毎日実施 BOD毎月測定 下水道接続への準備作業実施
〈大気〉 大気汚染防止法		特別支援学校・附属高校のボイラー廃止 GHP・EHPへ移行 GHPはNO _x 排出量が多い 毎年1回ばい煙濃度測定実施 NO _x ・SO _x ・ばい煙等
〈騒音・振動〉 騒音・振動規制法		GHP・EHPの大型機器の届け出 耐震工事時に低騒音型工事機械を使用する。
〈廃棄物〉 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 PRT法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律) ダイオキシン特別措置法	薬品類の廃棄物処理規程	特別管理産業廃棄物管理責任者の選任 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物のマニフェスト管理及び報告 PCBの適正保管 処理業者の調査票を作成し適正業者の選定 処理施設の現地調査実施 分別の徹底
〈防災・危険物〉 大規模地震対策特別措置法 消防法 [危険物の規制に関する規則]	防災防火委員会	年1回の火災訓練時に消防設備の説明を行いました。 化学物質管理に関する調査
〈放射性物質〉 放射線障害防止法	放射性障害予防規程 放射線障害防止委員会規程	講習会の実施 血液検査の実施
〈高圧ガス〉 高圧ガス保安法	特殊高圧ガス安全管理規程	ボンベ管理の強化 液体窒素貯槽利用者保安講習会の実施
〈実験〉 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	遺伝子組換え実験安全管理規程 遺伝子組換え実験安全委員会規程	封じ込め状況の確認 二種使用についての審査
〈安全衛生〉 労働基準法 労働安全衛生法	安全衛生管理規程 安全衛生委員会規程	安全衛生委員会の開催 産業医・衛生管理者の構内巡視・施設改善 アスベスト再調査の実施(トレモライト等)
〈毒物・劇物〉 毒物及び劇物取締法	毒物及び劇物管理規則	化学物質管理に関する調査(毒物・劇物等) 化学物質管理システムの導入推進 伊良湖臨海教育実習施設の薬品管理現地調査

～ 排水水質・ばい煙濃度法令遵守状況 ～

◇水質汚濁防止

大学のある刈谷地区の排水は、生活排水処理施設で浄化した後で河川に放流しています。また、毎月5項目について水質の分析をおこない、基準値を超過していないか確認しています。なお昨年については、水質についての基準値超過はありませんでした。排水量は夏季に多く冬季に減少しています。トイレ等からの窒素分を多く含んだ排水が、夏季にはシャワーを中心とする排水により希釈され、冬季には、希釈されることが少なくなるため冬季に窒素の値が上昇しているものと思われます。地域の公共下水施設が完成し、2008年4月から接続可能な状況になっていますが、学内の実験排水の排出系統の見直し、管渠の整備等が必要になっています。



水質	平均届出値	平均測定値	総量規制基準	最大測定値
COD	10.52 (kg/日)	1.28 (kg/日)	24.80 (kg/日)	6.25 (kg/日)
窒素	10.69 (kg/日)	2.62 (kg/日)	25.05 (kg/日)	6.58 (kg/日)
全リン	1.12 (kg/日)	0.34 (kg/日)	2.64 (kg/日)	0.66 (kg/日)

◇大気汚染防止

本学には、下表のとおりボイラー等7カ所のばい煙発生施設があります。なお、特別支援学校及び附属高等学校については、2007年度にボイラーを廃止し、ガスヒートポンプ式空調機に更新しました。2007年度中のばい煙発生施設について規準値の超過はありませんでした。下表⑤の附属名古屋中学校は、2008年度にボイラーを廃止し、ばい煙の発生がなくなるようにしています。

ばい煙濃度測定結果

測定対象	講堂 ① (冷温水発生機)	大学 ② (ボイラー)	学生寮 ③ (ボイラー)	名古屋小学校 ④ (ボイラー)
燃料	都市ガス	LSA重油	LSA重油	LSA重油
ばいじん	0.002g/m ³ N未満	0.003g/m ³ N	0.004g/m ³ N	0.003g/m ³ N
硫黄酸化物	0.001m ³ N/h未満	0.31m ³ N/h	0.014m ³ N/h	0.017m ³ N/h
窒素酸化物	47ppm	100ppm	70ppm	90ppm

測定対象	名古屋中学校 ⑤ (ボイラー)	岡崎小学校 ⑥ (ボイラー)	岡崎中学校 ⑦ (ボイラー)	排出基準
燃料	LSA重油	LSA重油	LSA重油	-
ばいじん	0.015g/m ³ N	0.005g/m ³ N	0.004g/m ³ N	0.15g/m ³ N以下(液体)
硫黄酸化物	0.002m ³ N/h	0.024m ³ N/h	0.036m ³ N/h	K値による規制
窒素酸化物	83ppm	66ppm	82ppm	180ppm

(注) 硫黄酸化物の排出基準 (K値) は次のとおりです。 刈谷地区①～③=1.75 名古屋地区④～⑤=1.17 岡崎地区⑥～⑦7.59